

加美町小野田地区第3期森林整備推進協定書

加美町 小野田地区 第3期 森林整備推進協定書

（加美町）

第1条 この協定は、加美町小野田地区の森林整備を推進するため、加美町と小野田地区の森林所有者（以下「協定者」という。）とが、互に協力し、森林整備を推進することを目的とする。

（加美町）

第2条 この協定は、加美町小野田地区の森林整備を推進するため、加美町と小野田地区の森林所有者（以下「協定者」という。）とが、互に協力し、森林整備を推進することを目的とする。

第3条 この協定は、加美町小野田地区の森林整備を推進するため、加美町と小野田地区の森林所有者（以下「協定者」という。）とが、互に協力し、森林整備を推進することを目的とする。

第4条 この協定は、加美町小野田地区の森林整備を推進するため、加美町と小野田地区の森林所有者（以下「協定者」という。）とが、互に協力し、森林整備を推進することを目的とする。

第5条 この協定は、加美町小野田地区の森林整備を推進するため、加美町と小野田地区の森林所有者（以下「協定者」という。）とが、互に協力し、森林整備を推進することを目的とする。

第6条 この協定は、加美町小野田地区の森林整備を推進するため、加美町と小野田地区の森林所有者（以下「協定者」という。）とが、互に協力し、森林整備を推進することを目的とする。

第7条 この協定は、加美町小野田地区の森林整備を推進するため、加美町と小野田地区の森林所有者（以下「協定者」という。）とが、互に協力し、森林整備を推進することを目的とする。

第8条 この協定は、加美町小野田地区の森林整備を推進するため、加美町と小野田地区の森林所有者（以下「協定者」という。）とが、互に協力し、森林整備を推進することを目的とする。

第9条 この協定は、加美町小野田地区の森林整備を推進するため、加美町と小野田地区の森林所有者（以下「協定者」という。）とが、互に協力し、森林整備を推進することを目的とする。

第10条 この協定は、加美町小野田地区の森林整備を推進するため、加美町と小野田地区の森林所有者（以下「協定者」という。）とが、互に協力し、森林整備を推進することを目的とする。

協定の有効期間

第11条 この協定は、平成24年4月1日を起算とし、平成25年3月31日まで有効とする。

第12条 この協定は、有効期間満了の日において、協定者間で協議を行い、有効期間の更新を受けるものとする。その場合、協定者間の実施計画を新たに定めるものとする。

（加美町）

（小野田地区）

加美町小野田地区第3期森林整備推進協定書

(名称)

第1条 この協定は、「加美町小野田地区第3期森林整備推進協定」と称する。

(目的)

第2条 この協定は、加美町小野田地区の森林・林業の再生に向け、森林の多面的機能の高度発揮と資源の循環利用を図るため、協定者が連携、協力して団地化を推進し、合理的な路網の整備及び効率的な森林施業の実施に取り組むことを目的とする。

(協定対象地域の位置)

第3条 この協定の対象地域は別添「加美町小野田地区第3期森林整備推進協定位置図」に示す加美町小野田地区の民有林(951.07ha)と鹿原岳山国有林247林班外(1,350.55ha)の森林(2,301.62ha)とする。

(森林共同施業団地)

第4条 協定者は、第3条の協定対象地において、合理的な森林作業道等の開設や効率的な間伐などの森林整備を、民有林と国有林が一体となり、連携して実施できる区域について森林共同施業団地(以下、「施業団地」という。)を設定するものとする。

(実施計画)

第5条 施業団地において森林整備を推進するため、協定者は連携して、加美町小野田地区第3期森林整備実施計画(以下、「実施計画」という。)を定めるものとする。

2 実施計画では、次に掲げる事項を定める。

- (1) 森林整備を行う森林の区域及び面積
- (2) 森林整備の目標に関する事項
- (3) 森林施業の集約化に関する事項
- (4) 森林施業の方法に関する事項
- (5) 路網の整備及び管理に関する事項
- (6) 森林整備の年次計画(年次別、森林の所有区分別、事業種別)
- (7) その他(地域材の需要拡大、流域住民に対する普及啓発又は林業事業体の育成強化に関する事項)

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、平成28年4月1日を始期とし、平成31年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了に当たっては、協定者間で協議を行い有効期間を5年間延長できるものとする。その際、延長した5年分の実施計画を新たに定めることとする。

(協定の変更又は廃止)

第7条 この協定の有効期間内に、諸般の事情により協定の変更又は廃止の必要が生じたときは、協定者は協議の上、協定の変更又は廃止できる。

(運営会議)

第8条 協定者は、協定事項を処理するため、協議の上運営会議を開催するものとする。

2 運営会議は次に掲げる事項を行う。

- (1) 本協定に基づく森林の整備に関する事業の実施に当たっての連絡調整
- (2) 路網の設置及び維持管理に関する連絡調整
- (3) その他協定の実施に関し必要な連絡調整

(集約化の推進)

第9条 協定者は、民有林における施業の集約化の推進にも資するよう、協定対象区域及び施業団地の区域の拡大についても検討することとする。

(その他)

第10条 この協定の運営に関し、本書に規定のない事項については、互いに協議したうえ決定する。

以上、この協定の実施に当たっては、互いに信義を重んじ誠実に履行することを約し、各協定者署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年3月28日

宮城県仙台市青葉区上杉五丁目3番36号

国立研究開発法人森林総合研究所森林整備センター

東北北海道整備局長 赤木 利行



宮城県加美郡加美町字西田三番5番地

加 美 町

加美町長 猪股 洋文



宮城県大崎市岩出山下野目字長田129番地の1

大崎森林組合

代表理事組合長 猪股 榮幸



宮城県大崎市古川東町5の32

東北森林管理局

宮城北部森林管理署長 春日 智



印

加美町小野田地区第3期森林整備実施計画

加美町小野田地区第3期森林整備推進協定書(以下「協定書」という。)第5条に基づき、次のとおり森林整備実施計画を定める。

1 森林整備を行う森林の区域及び面積

(1) 区域

森林整備を行う森林の区域は、加美町小野田地区の民有林と鹿原岳山国有林247林班外の森林とし、別図(加美町小野田地区第3期森林整備推進協定位置図)に示す森林共同施業団地(以下「施業団地」)の区域とする。

(2) 面積等

施業団地の森林面積は、2,301.62ha、うち本協定期間内における森林整備を行う森林の面積(以下「森林整備面積」という。)は、317.17haとする。(表1)

(表1)森林の所有区分別森林面積等

森林の所有区分	森林面積	森林整備面積	路網整備延長		備考
			林道	森林作業道	
国有林	1,350.55	285.16	0	55,208	
森林整備センター	524.20	18.30	0	1,990	
加美町	395.37	13.71	0	2,600	
私有林	31.50	0	0	0	
計	2,301.62	317.17	0	59,798	

2 森林整備の目標に関する事項

- (1) 施業団地は、水源涵養機能の発揮を重視する森林であることから、森林整備に当たっては、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の成長が旺盛な森林に誘導するための森林整備を推進する。
- (2) 具体的には、長伐期施業、複層林施業の推進、天然生広葉樹を保残するなどの適正な伐採方法を採用し、林床の安定化を考慮した適切な間伐を計画的に実施する。

3 森林施業の集約化に関する事項

- (1) 民有林と国有林が連携して、施業地を集約化し、効率的かつ低コストな間伐の実施に努める。
- (2) 施業地が集約化できない場合であっても、間伐の実施時期等について協定者間で調整を図り、集約化の効果が発揮できるように努める。

4 森林施業の方法に関する事項

(1) 間伐等の実施方法

- ① 間伐は林分の健全化、林木の形質の向上等を図ることを目的として、林木の競合状態等に応じて実施する。
- ② 間伐率については、現実実態に応じて決定する。

(2) 間伐材の搬出方法

間伐材の利用促進の観点から、民有林と国有林が連携して利用可能な間伐材を低コストで搬出できる現地に適合した、作業システムの検討及び導入を推進する。

5 路網の整備及び管理に関する事項

- (1) 協定者は、効率的な森林施業の推進、高性能林業機械を含む林業機械作業システムの導入促進等のため、林道(林業専用道を含む。)及び森林作業道等施設(以下「路網」という。)の計画的な整備に努める。
- (2) 路網の整備は、原則として協定者がそれぞれの所有山林で実施することを基本とし、整備後は適切な維持管理を行うものとする。
- (3) 路網の整備に当たっては、林地保全に配慮して作設するものとし、協定者が一体となって効率的な森林施業ができるよう、施業団地内を効率的に連絡する配置を検討する。
- (4) 路網の利用に当たっては、利用者はあらかじめ管理者に連絡するものとする。
- (5) 協定者及び協定者が発注した事業の受注者が、協定者それぞれが設置する路網を相互に利用する場合、通行料金は相互に無料とする。

ただし、他の者の通行を完全に遮断するなど路網を占有する場合はこの限りではない。

- (6) 協定者及び協定者が発注した事業の受注者が、協定者それぞれが所有する路網を利用する場合、善良な利用を心がけ、利用者が原因となる毀損等が発生した場合は、原則として原因者が復旧することとする。

なお、自然災害による毀損等についてはこの限りではない。

- (7) 協定者は、その責めに帰すべき事由により、立木竹、路網など協定締結相手方の財産に損害を与えた場合であって、復旧が困難又は不可能な場合は、これに相当する金額を補償しなければならない。

6 森林整備の年次計画

当該共同施業団地の森林整備の年次計画は、表2のとおりとする。

(表2) 森林整備の年次計画

(単位:ha、m³、m)

森林の所有区分	事業種	H28	H29	H30	計
国有林	主 伐	0	1.19	6.83	8.02
	間 伐	42.59	107.78	117.65	268.02
	材 積	6,725	6,365	12,854	25,944
	間伐(切捨)	0	0	9.12	9.12
	林業専用道	0	0	0	0
	森林作業道	8,518	21,794	24,896	55,208
森林整備センター	主 伐	0	0	0	0
	間 伐	9.24	0	5.25	14.49
	材 積	400	0	200	600
	間伐(切捨)	0	3.81	0	3.81
	林業専用道	0	0	0	0
	森林作業道	1,290	0	700	1,990
加美町	主 伐	0	0	0	0
	間 伐	4.57	0.84	8.30	13.71
	材 積	462	98	732	1,292
	間伐(切捨)	0	0	0	0
	林業専用道	0	0	0	0
	森林作業道	772	168	1,660	2,600
私有林	主 伐	0	0	0	0
	間 伐	0	0	0	0
	材 積	0	0	0	0
	間伐(切捨)	0	0	0	0
	林業専用道	0	0	0	0
	森林作業道	0	0	0	0
合 計	主 伐	0	1.19	6.83	8.02
	間 伐	56.40	108.62	131.20	296.22
	材 積	7,587	6,463	13,786	27,836
	間伐(切捨)	0	3.81	9.12	12.93
	林業専用道	0	0	0	0
	森林作業道	10,580	21,962	27,256	59,798

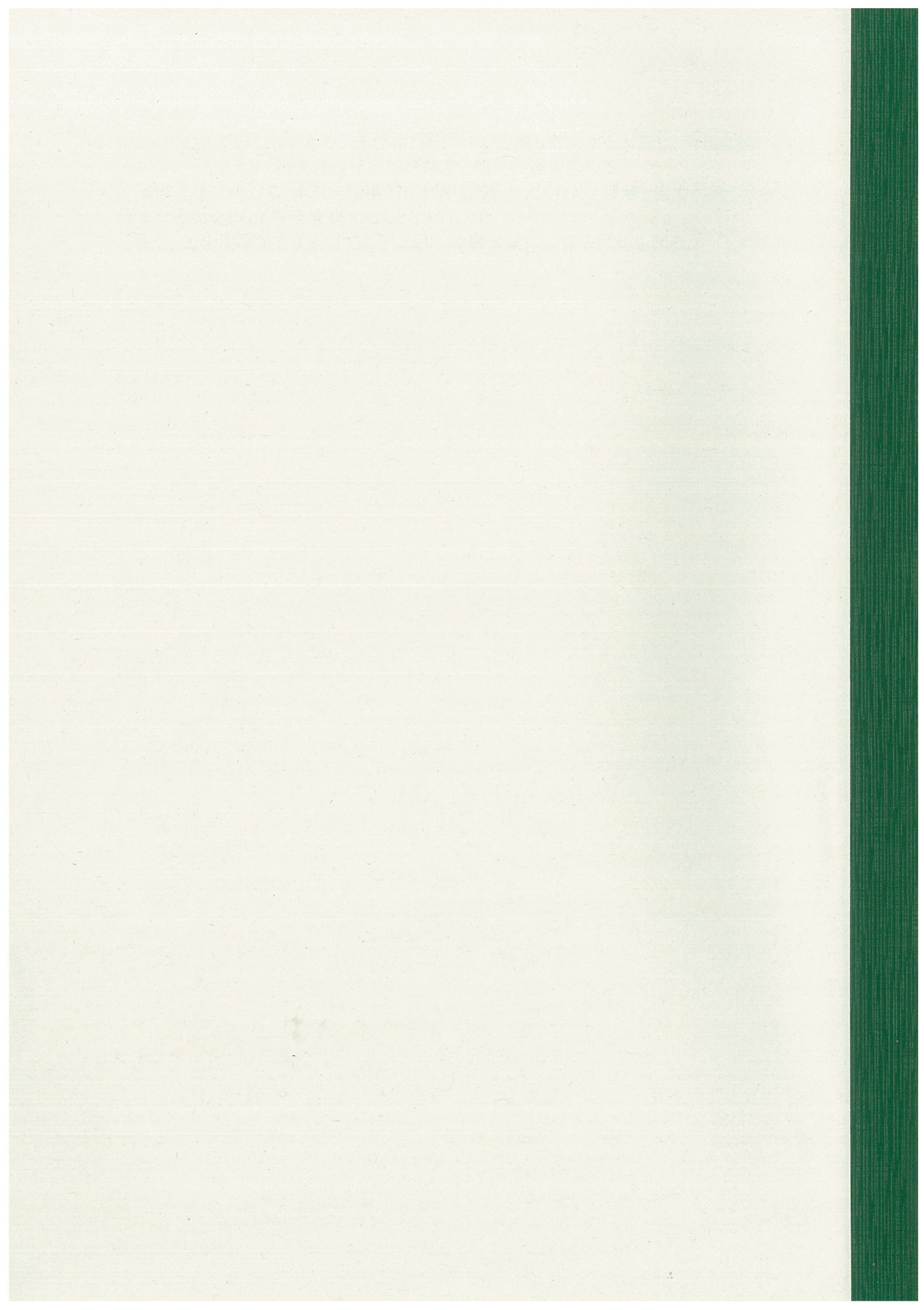
(注)材積は、主伐及び間伐(切捨て間伐を除く)の立木材積の計である。

7 その他

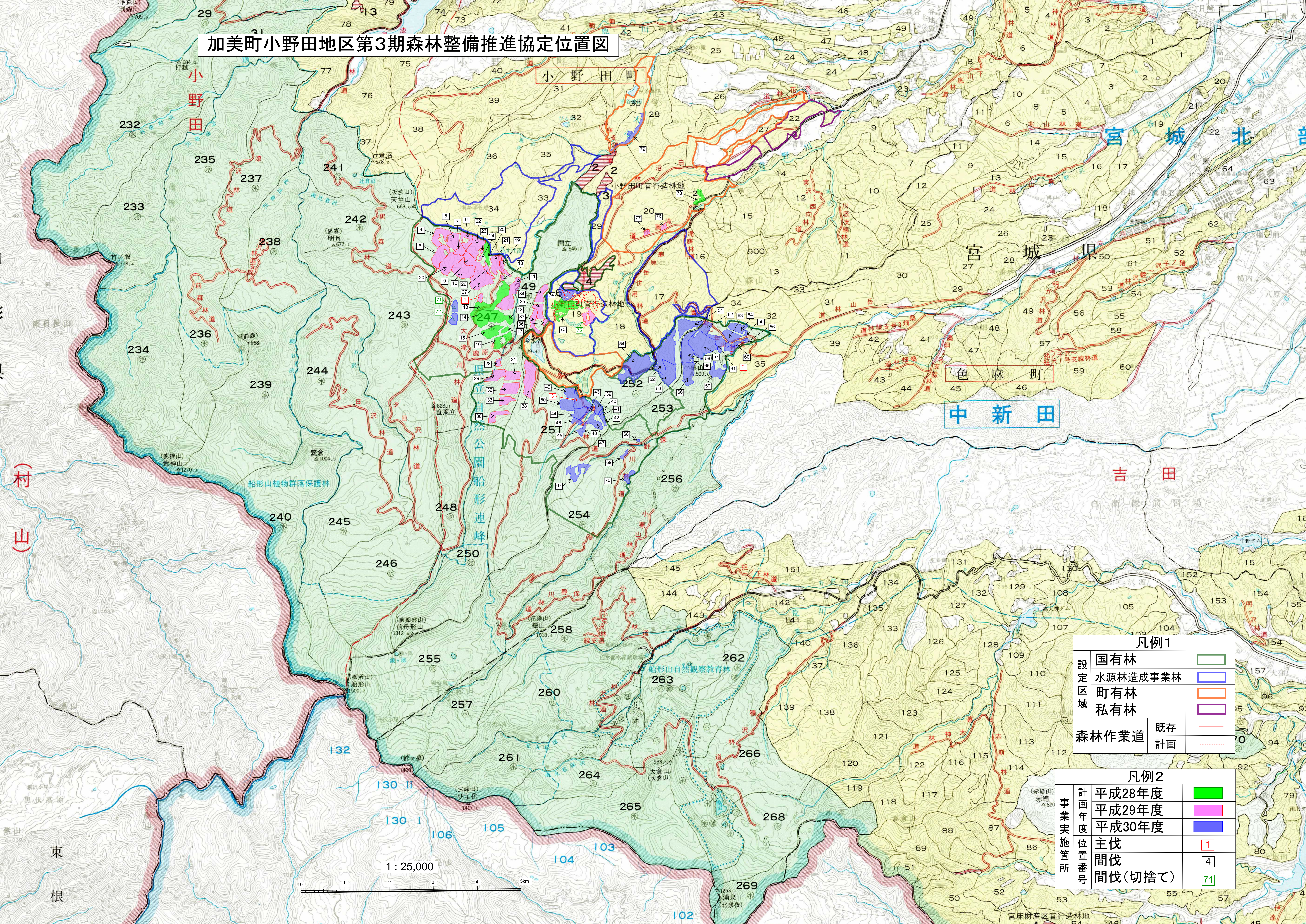
地域材の需要拡大のため、民有林と国有林が連携した間伐を実施し、可能な限り搬出・販売することにより、間伐材の安定的な供給と利用促進に努める。

流域住民に対して、木材を積極的に利用していただくため、理解と協力が得られるよう、様々な機会をとらえ普及啓発することとする。

また、毎年度事業を実行することにより、林業事業体の育成強化を図る。



加美町小野田地区第3期森林整備推進協定位置図



凡例1		
設定区域	国有林	
	水源林造成事業林	
	町有林	
	私有林	
森林作業道		既存 計画

凡例2		
事業実施箇所	計画年度	平成28年度 平成29年度 平成30年度
	位置番号	主伐 間伐 間伐(切捨て)

森林の所有区分	事業種	林小班	林齢	面積 (ha)	樹種	材積 (m³)	伐採率 (%)	伐採予定 年度	森林計画 伐採指定 の有無	法令制限	分収林	契約相手	林地斜度	路網計画	森林計画 での指定 の有無	路網延長 (m)	図面 位置 番号	備考
国有林	主伐	247に	70	1.19	スギ	531	100	H29	有	保安林・県特3			緩	無	無	238	1	皆伐
	主伐	253は5	63	1.71	スギ	651	100	H30	有	保安林・県特3			中	無	無	342	2	皆伐
	主伐	251か	76	5.12	スギ	589	50	H30	有	保安林・県特3			中	無	無	1,024	3	漸伐
	間伐	247い2	57	5.00	スギ	226	25	H29	有	保安林・県特3			中	無	無	1,000	4	
	間伐	247い3	48	3.00	スギ	179	35	H29	有	保安林・県特3			中	無	無	600	5	
	間伐	247い4	52	3.00	スギ	191	25	H29	有	保安林・県特3			緩	無	無	600	6	
	間伐	247い5	58	2.00	スギ	118	25	H29	有	保安林・県特3			中	無	無	400	7	
	間伐	247い6	48	7.28	スギ	271	25	H29	有	保安林・県特3			中	無	無	1,456	8	
	間伐	247い7	54	3.95	スギ	224	25	H29	有	保安林・県特3			中	無	無	790	9	
	間伐	247い8	51	5.00	スギ	278	25	H29	有	保安林・県特3			中	無	無	1,000	10	
	間伐	247ろ1	42	5.00	スギ	321	35	H29	有	保安林・県特3			中	無	無	1,000	11	
	間伐	247ろ2	41	7.60	スギ	999	35	H28	有	保安林・県特3			中	無	無	1,520	12	
	間伐	247ろ4	43	11.28	スギ	2,327	35	H28	有	保安林・県特3			中	無	無	2,256	13	
	間伐	247ろ6	40	8.60	スギ	1,121	35	H28	有	保安林・県特3			中	無	無	1,720	14	
	間伐	247ろ7	39	5.56	スギ	1,105	35	H28	有	保安林・県特3			中	無	無	1,112	15	
	間伐	247ろ8	39	4.87	スギ	700	35	H28	有	保安林・県特3			中	無	無	974	16	
	間伐	247ろ14	38	1.03	スギ	145	35	H28	有	保安林・県特3			緩	無	無	206	17	
	間伐	247へ	56	0.54	スギ	33	25	H29	有	保安林・県特3			緩	無	無	108	18	
	間伐	247と	62	1.86	スギ	78	20	H29	有	保安林・県特3			緩	無	無	372	19	
	間伐	247ち	49	9.40	スギ	351	25	H29	有	保安林・県特3			中	無	無	1,880	20	
	間伐	247り	53	5.75	スギ	365	25	H29	有	保安林・県特3			中	無	無	1,150	21	
	間伐	247る1	62	7.64	スギ	332	20	H29	有	保安林・県特3			中	無	無	1,528	22	
	間伐	247る2	52	0.31	カラマツ	11	25	H29	有	保安林・県特3			中	無	無	62	23	
	間伐	247わ	52	0.71	カラマツ	25	25	H29	有	保安林・県特3			中	無	無	142	24	
	間伐	247か1	52	3.65	スギ	328	25	H28	有	保安林・県特3			中	無	無	730	25	
	間伐	247か2	53	1.59	スギ	121	25	H29	有	保安林・県特3			中	無	無	318	26	
	間伐	247よ	59	7.00	カラマツ	153	20	H29	有	保安林・県特3			中	無	無	1,400	27	
	間伐	249と1	41	1.38	スギ	100	25	H29	有	保安林・県特3			中	無	無	276	28	
	間伐	249と2	40	4.35	スギ	308	25	H29	有	保安林・県特3			中	無	無	870	29	
	間伐	249と6	40	3.88	スギ	219	25	H29	有	保安林・県特3			中	無	無	776	30	
	間伐	249と8	33	4.65	カラマツ	248	25	H29	有	保安林・県特3			中	無	無	930	31	
	間伐	249と9	40	6.22	スギ	367	25	H29	有	保安林・県特3			中	無	無	1,244	32	
	間伐	249と10	40	3.25	スギ	188	25	H29	有	保安林・県特3			緩	無	無	650	33	
	間伐	251い2	30	4.13	スギ	298	35	H29	有	保安林・県特3			中	無	無	826	34	
	間伐	251ろ	30	3.44	スギ	248	35	H29	有	保安林・県特3			中	無	無	688	35	
	間伐	251は	56	0.87	スギ	65	25	H29	有	保安林・県特3			中	無	無	174	36	
	間伐	251に1	56	3.58	スギ	248	25	H29	有	保安林・県特3			中	無	無	716	37	
	間伐	251ほ	43	3.00	スギ	268	35	H29	有	保安林・県特3			緩	無	無	600	38	
	間伐	251よ1	61	2.93	スギ	470	20	H30	有	保安林・県特3			中	無	無	586	39	
	間伐	251よ2	63	0.52	カラマツ	54	20	H30	有	保安林・県特3			中	無	無	104	40	
	間伐	251よ3	60	0.84	スギ	135	20	H30	有	保安林・県特3			中	無	無	168	41	
	間伐	251よ4	60	0.60	カラマツ	18	20	H30	有	保安林・県特3			中	無	無	120	42	
	間伐	251た1	63	1.50	カラマツ	97	20	H30	有	保安林・県特3			緩	無	無	300	43	
	間伐	251た2	64	4.08	ヒバ	154	20	H30	有	保安林・県特3			中	無	無	816	44	
	間伐	251た3	40	1.14	スギ	114	35	H30	有	保安林・県特3			中	無	無	228	45	
	間伐	251れ	77	1.45	スギ	225	20	H30	有	保安林・県特3			中	無	無	290	46	
	間伐	251そ	63	3.88	スギ	623	20	H30	有	保安林・県特3			中	無	無	776	47	
	間伐	251つ	74	0.72	スギ	90	20	H30	有	保安林・県特3			中	無	無	144	48	
	間伐	251な6	35	2.80	スギ	176	35	H30	有	保安林・県特3			中	無	無	560	49	
	間伐	251な7	34	4.88	スギ	356	35	H30	有	保安林・県特3			中	無	無	976	50	
	間伐	252い1	54	5.00	スギ	350	25	H30	有	保安林・県特3			中	無	無	1,000	51	
	間伐	252ろ1	51	10.00	スギ	930	25	H30	有	保安林・県特3			中	無	無	2,000	52	
	間伐	252ろ2	49	5.00	スギ	435	25	H30	有	保安林・県特3			中	無	無	1,000	53	
	間伐	252に1	59	15.00	カラマツ	921	20	H30	有	保安林・県特3			中	無	無	3,000	54	
	間伐	253は3	64	0.42	カラマツ	17	20	H30	有	保安林・県特3			中	無	無	84	55	

森林の所有区分	事業種	林小班	林齢	面積 (ha)	樹種	材積 (m³)	伐採率 (%)	伐採予定 年度	森林計画 伐採指定 の有無	法令制限	分収林	契約相手	林地斜度	路網計画	森林計画 での指定 の有無	路網延長 (m)	図面 位置 番号	備考
国有林	間伐	253は4	63	0.44	スギ	44	20	H30	有	保安林・県特3			緩	無	無	88	56	
	間伐	253は7	52	10.00	スギ	530	25	H30	有	保安林・県特3			中	無	無	2,000	57	
	間伐	253は8	55	9.94	スギ	846	25	H30	有	保安林・県特3			緩	無	無	1,988	58	
	間伐	253は11	61	4.47	スギ	208	20	H30	有	保安林・県特3			中	無	無	894	59	
	間伐	253は14	31	2.37	スギ	473	35	H30	有	保安林・県特3			中	無	無	474	60	
	間伐	253は15	31	3.86	スギ	771	35	H30	有	保安林・県特3			緩	無	無	772	61	
	間伐	253は16	30	3.06	スギ	611	35	H30	有	保安林・県特3			緩	無	無	612	62	
	間伐	253は17	30	4.08	スギ	513	35	H30	有	保安林・県特3			緩	無	無	816	63	
	間伐	253は18	30	4.28	スギ	855	35	H30	有	保安林・県特3			緩	無	無	856	64	
	間伐	253に	55	0.18	スギ	22	25	H30	有	保安林・県特3			緩	無	無	36	65	
	間伐	253ほ	48	5.00	スギ	1,144	35	H30	有	保安林・県特3			緩	無	無	1,000	66	
	間伐	253ぬ	73	6.13	ヒバ	356	25	H30	有	保安林・県特3			緩	無	無	1,226	67	
	間伐	253つ2	87	0.25	カラマツ	10	25	H30	有	県特3			中	無	無	50	68	
	間伐	254ろ1	86	0.95	他L	40	25	H30	有	保安林・県特3			中	無	無	190	69	
	間伐	254ろ3	85	1.88	他L	26	25	H30	有	保安林・県特3			中	無	無	376	70	
	間伐(切捨て)	247は6	38	3.88	スギ	229	25	H30	無	保安林・県特3			緩	無	無	0	71	
	間伐(切捨て)	247は7	39	5.24	スギ	301	25	H30	無	保安林・県特3			緩	無	無	0	72	
計	主伐			8.02		1,771										1,604		
	間伐			268.02		24,173										53,604		
	間伐(切捨て)			9.12		530										0		
	小計			285.16		26,474										55,208		
森林整備センター	間伐	19と・ほ	36・37	9.24	スギ	400	9	H28	無	保安林	分収造林	加美町	中	有	無	1,290	73	
	間伐	19と	36	5.25	スギ	200	9	H30	無	保安林	分収造林	加美町	中	有	無	700	74	
	間伐(切捨て)	19ほ	37	3.81	スギ	200	10	H29	無	保安林	分収造林	加美町	中	無	無	0	75	
計	間伐			14.49		600										1,990		
	間伐(切捨て)			3.81		200										0		
	小計			18.30		800										1,990		
加美町	間伐	20ハ10-0	58	0.63	スギ	73	30	H29	無	保安林			緩	有	無	126	76	
	間伐	20ハ10-1	58	0.21	スギ	25	30	H29	無	保安林			緩	有	無	42	77	
	間伐	21ロ9-0	62	4.57	スギ	462	30	H28	無	保安林			中	有	無	772	78	
	間伐	32イ2	62	8.30	スギ	732	20	H30	無	保安林			中	有	無	1,660	79	
計	間伐			13.71		1,292										2,600		
	小計			13.71		1,292										2,600		
合計	主伐			8.02		1,771										1,604		
	間伐			296.22		26,065										58,194		
	間伐(切捨て)			12.93		730										0		
	計			317.17		28,566										59,798		

(注1) 森林作業道は、事業実行とともに作設されることから事業種の項目として計上していない。

(注2) 県特3は、「宮城県立自然公園第3種特別地域」の略称である。

(注3) 路網延長は、すべて森林作業道である。

(注4) 材積は、対象木の立木材積である。